

令和7年度全国キャリア教育・就職ガイダンス ＜行政説明＞（就職指導）

令和7年6月17日（火）
文部科学省高等教育局学生支援課

- 1 就職・採用活動開始時期等について
- 2 大学等卒業者の就職状況調査について
- 3 就活ハラスメントについて
- 4 就職・採用活動に関する調査について

- 1 就職・採用活動開始時期等について
- 2 大学等卒業者の就職状況調査について
- 3 就活ハラスメントについて
- 4 就職・採用活動に関する調査について

新規大学等卒業予定者※の就職・採用活動開始時期に係るルール

就職・採用活動と学業を巡る問題

※4年生大学のほか、大学院（修士）、短大、高専を含む

- 就職活動が大学の授業・試験期間と重複 ⇒ 学生の成長が最も期待される学部3年次の教育に支障。
- 海外留学する学生が減少 ⇒ 就職活動の時期を逸する可能性があることが阻害要因の一つとして挙げられている。

➡ 学生の学修時間や留学等の多様な経験を得る機会を確保し、大学等において社会の求める人材を育成するための環境を整備することが重要。

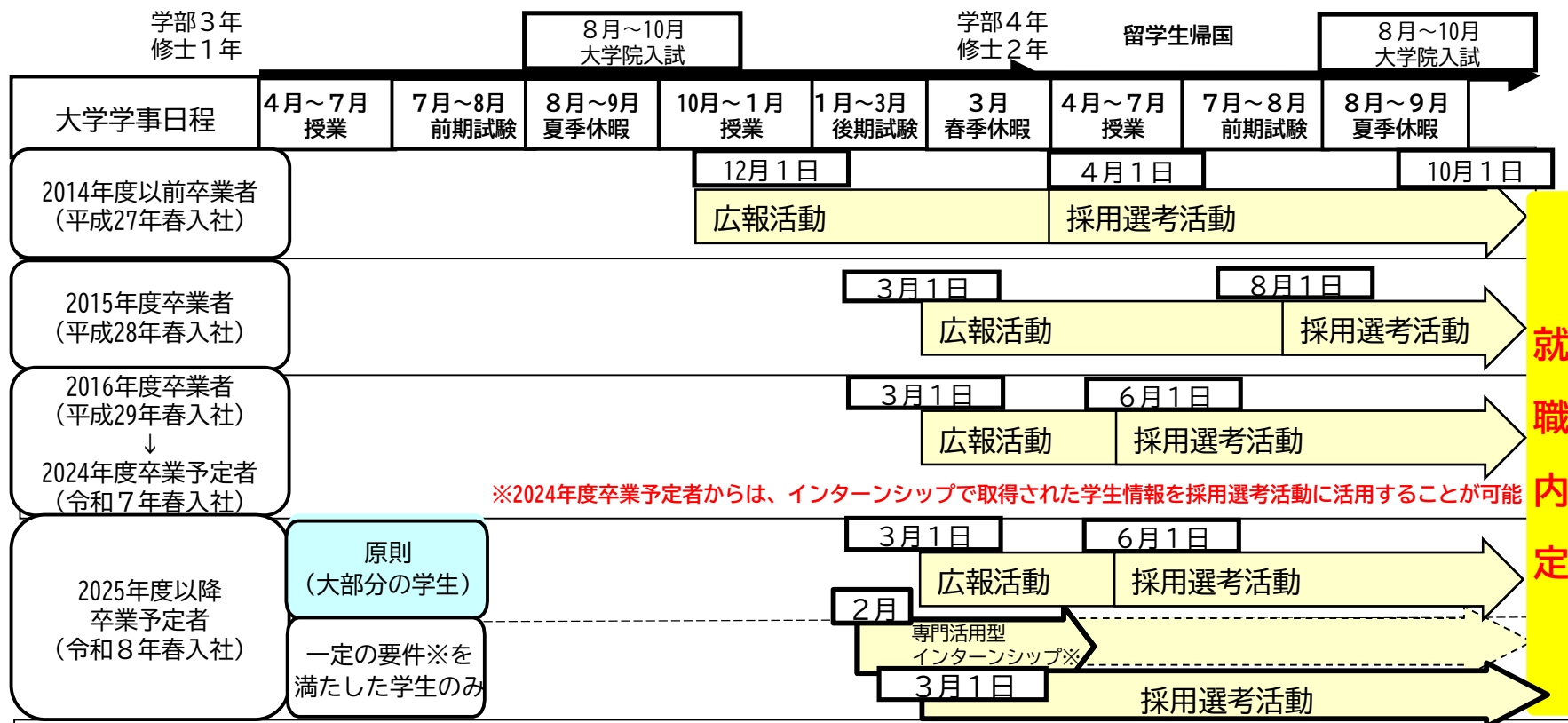
【2016年度卒業予定者】採用選考活動開始時期を微調整（広報活動開始3月1日以降、採用選考活動開始6月1日以降）

【2017年度～2024年度卒業予定者】前年度の日程を維持

【2025年度以降卒業予定者】専門性の高い人材に関する採用日程を設定（プロセスの複線化）

※ 広報活動（会社説明会など）：採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。

※ 採用選考活動（採用面接など）：採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。



就職内定

※広報活動：採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。（例）会社説明会

※採用選考活動：採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。（例）採用面接

※専門活用型インターンシップについては、学修時間の確保の観点から、卒業・修了年度に入る直前の春休み以降の長期休暇期間等に実施。

※2025年度以降卒業・修了予定者の採用日程ルールにおける一定の要件とは、専門活用型インターンシップにおいて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生。

2026年度(2027年3月)卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請 ポイント

●**2026年度(2027年3月)** 卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請をとりまとめ。関係省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）の連名により広く経済団体等へ要請。

○就職・採用活動日程について、従来と同様、下記の日程を原則とし、学事日程等に十分配慮すること

広報活動 (説明会等) 開始	卒業・修了年度に入る 直前の3月1日以降
採用選考活動 (面接等) 開始	卒業・修了年度の6月1日以降
正式な内定日	卒業・修了年度の10月1日以降

○その上で、タイプ3のうち専門活用型(2週間以上)かつ春休み以降に実施されるものを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる。

※なお、上記の専門活用型インターンシップについては、追加的に、新卒一括採用に係る全体の採用計画、学生に求める学修成果水準・専門的能力を公表することを求める。

卒業時期	広報活動 (卒業前年度)	採用選考活動 (卒業年度)
2014年度(2015年3月)	12月	4月
2015年度(2016年3月)	3月	8月
2016年度(2017年3月)～		6月
2025年度(2026年3月)～	3月	6月(※)

※ 専門活用型インターンシップを通じて専門性を判断された学生に限り、3月。

○インターンシップで取得した学生情報を就職・採用活動に活用できるのは、一定の要件を満たしたタイプ3のもの(産学協議会基準準拠マークの記載が可能)に限られること。

○卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠への応募を可能とすること。

○日本人海外留学者、外国人留学生への多様な選考機会を設けること、オンラインを活用すること。

○大学等と連携して、障害のある学生向けに募集・採用情報の公表を積極的に行うこと。

○学修成果や学業への取組状況の適切な評価。

○学生の個人情報の取扱い等における法令順守。

○学生の職業選択の自由を確保するため、オワハラの防止の徹底。

※オワハラの類型に、「内定辞退の防止を目的として、内定を承諾することについて、保護者の同意を強要すること」を追加。

○セクハラ・パワハラの防止の徹底。

○相談窓口の設置など、学生からの苦情・相談を処理するための体制整備・改善向上に努めること。

- 1 就職・採用活動開始時期等について
- 2 大学等卒業者の就職状況調査について
- 3 就活ハラスメントについて
- 4 就職・採用活動に関する調査について

大学等卒業者の就職状況調査について

概要

調査実施主体：文部科学省、厚生労働省

統計調査区分：統計法による一般統計調査（抽出）（総務省承認）

調査開始年度：平成8年度

調査実施時期：年4回（10月、12月、2月、4月）

※年度途中に実施する調査は就職内定率として公表

調査対象：大学（学部）、短大、高専及び専修学校（専門課程）の卒業（予定）者

調査対象数：112校 6,250人（※回収率100%）

公表データ：就職希望者に占める就職者数の割合

令和6年度の調査結果（令和7年4月1日現在）※令和7年5月23日公表

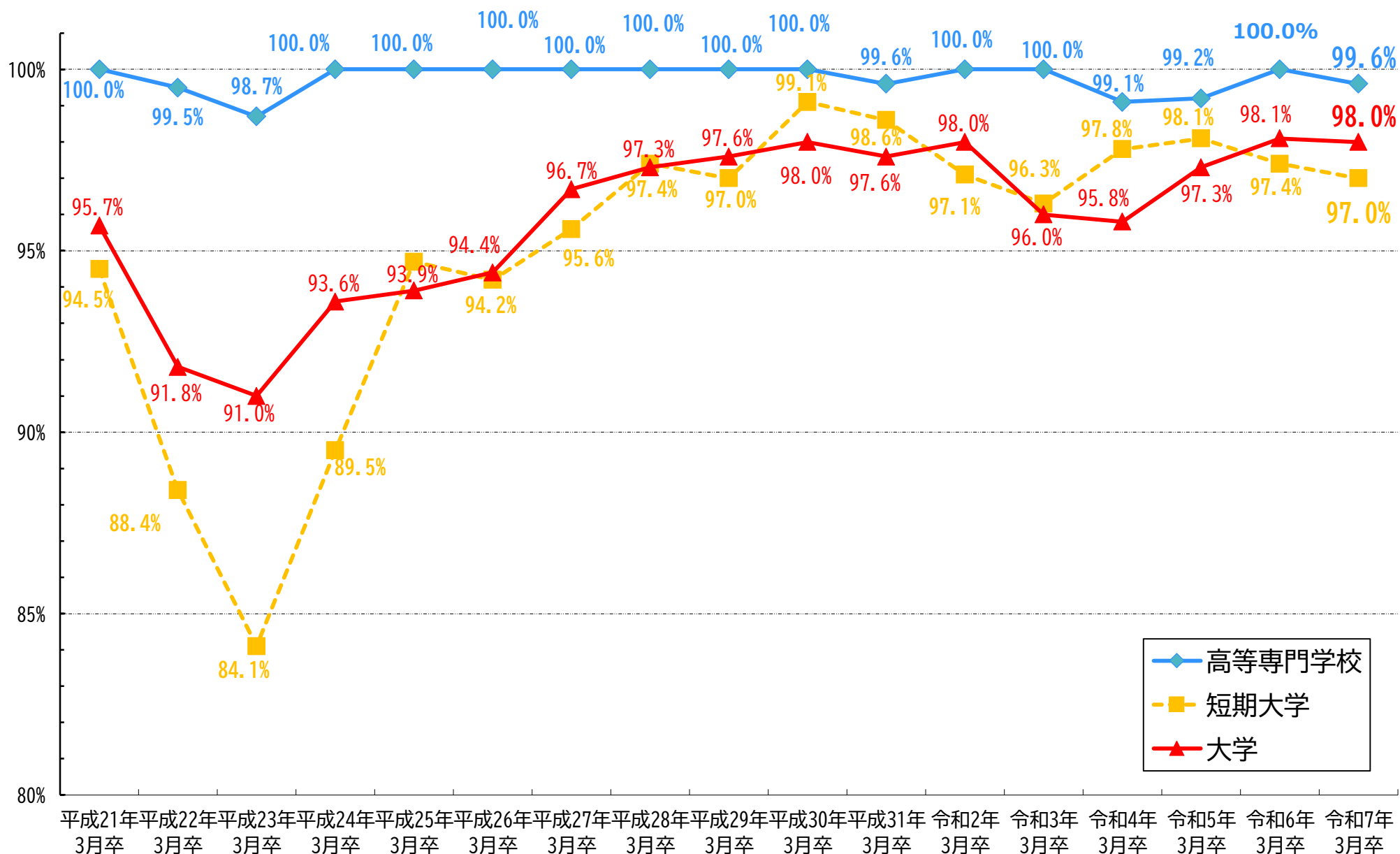
区 分	就職希望率	就職率	<参 考>
			前年度卒業学生の就職率 (R6.4.1現在)
大 学	75.6% (0.8)	98.0% (▲ 0.1)	98.1%
うち 国公立	53.4% (▲ 2.4)	97.6% (▲ 0.9)	98.5%
私 立	86.7% (2.5)	98.1% (0.2)	97.9%
短 期 大 学	82.5% (2.3)	97.0% (▲ 0.4)	97.4%
高 等 専 門 学 校	57.8% (0.0)	99.6% (▲ 0.4)	100.0%
計	75.0% (0.9)	98.0% (▲ 0.1)	98.1%

大学生、短期大学、
高等専門学校を含めた全体の
就職率は、過去最高値と同等の
98.0%と昨年度に引き続き
高い水準となっている。

（参考）大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査 - 結果の概要（令和6年度卒業）

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/naitei/kekka/k_detail/1411249_00012.htm

【参考】大学等卒業者の就職率（就職状況調査の結果より）



- 1 就職・採用活動開始時期等について
- 2 大学等卒業者の就職状況調査について
- 3 就活ハラスメントについて
- 4 就職・採用活動に関する調査について

学生の職業選択を妨げる行為—いわゆる「オワハラ」について—

概要

- 企業が人材確保に熱心になるあまり、就活中の学生に対して、次のような行う行為を行うことがあります。
 - ・ 自社の内々定と引き替えに就職活動の終了を強要するなど、職業選択の自由を妨げる行為
 - ・ 学生の意思に反して就職活動の終了を強要するハラスメント的な行為
 - ⇒ 正式な内定日は10月以降とすることを要請しているため、正式な内定前に内定承諾書や誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を要求することなどは控える必要があります。

具体的な事例

- ◆ 面接担当者の目の前で、他社に就職活動の辞退を電話させたり、メールを送るよう強要された。
- ◆ 内定を受諾する書類の提出を求められ、すぐに提出しないと内々定を取り消すと言われた。
- ◆ 内々定後に学生の意志に反して学校からの推薦書を正式な内定日より前に求められた。
- ◆ 内々定後、懇親会や研修会などが頻繁に開催され、必ず出席するよう求められた。 など

大学等に求められる取組

- 学生から相談があった際に適切な対応ができるよう、学内外の相談窓口の周知などが必要。
- また、学生が安易に複数社に応募したり、いたずらに複数の内々定を保有し続けたりすることがないよう誠意ある対応に努め、節度ある就職活動を実施する事が求められるため、適切な指導をお願いします。

就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントについて

概要

- セクハラ防止指針は、令和元年6月5日に公布された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号。以下「改正法」という。）に伴い改正されました。
- 改正法により事業主が職場におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就職活動中の学生についても同様の方針を併せて示すことが望ましいこと。
- また、職場におけるセクシュアルハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましいこと等が規定されました。
⇒未だに悪質な就活セクハラ事案が見受けられるため、就活セクハラ防止を徹底する必要があります。

大学等で行われている取組の例

- ◆就活ガイダンス等において、ハラスメントにあった場合は大学へ相談するように伝え、実際に相談があった場合は、大学から企業へ申し入れを行う。
- ◆ハラスメントに遭わないよう十分注意して就活を行うよう、学生に対して一斉メールを送信するなど、学生に対して注意喚起を行う。
- ◆OB訪問は、ある程度の距離を持つように学生にアドバイスし、不安があるときは大学に連絡するように伝える。
- ◆学生からの相談を受けた場合には、同じ企業の選考を受けている学生に対し注意喚起を行うことで未然に被害を防止する。
- ◆学生から相談を受けた場合には、カウンセラーによる学生の心のケアを実施する。 など

厚生労働省と文部科学省の取組

- （厚生労働省）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24824.html
- 就活ハラスメント防止対策関係セミナー（出前講座）の実施
⇒大学等に雇用機会均等課職員を派遣（オンラインも可）し、就活中にハラスメントにあわないため（あってしまったとき）にどうすればよいか、法令、対応のポイントや相談先等について解説
- 就活ハラスメントの被害にあった学生へのヒアリングの実施
⇒今後の行政における相談対応、企業指導に活かしていくことため、非公表で就活生の抱える悩みや行政への希望などをヒアリング

- （文部科学省）<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000826838.pdf>
- 学生に対する就活ハラスメント関係の周知啓発
⇒厚生労働省と連携し、SNS等での情報発信

- ・ 学生に対し学内の相談部署の周知、学生からの相談への適切な対応をお願いします。
- ・ また、都道府県労働局等に設置されている「**総合労働相談コーナー**」も適宜活用・連携し対応をお願いします。

【厚生労働省HP「総合労働相談コーナー」】

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

企業等の学生に対するハラスメントでお困りの際には



就職活動やインターンシップ中の ハラスメントに関するお悩みは 都道府県労働局にぜひご相談ください！

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください（大学のキャリアセンターの担当者と一緒にご相談いただくことも可能です）。

相談内容等に応じて雇用環境・均等部（室）では以下の対応を行います。

- 就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業主への助言
- 就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助 等

～就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい2つのポイント～

①採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける。

過去の就活セクハラ事件では、採用担当者が、食事や飲酒の強要、個室での1対1の面談を求める行為、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるといったことがありました。こういった不適切な要求等に応じる必要はありません。（多くの企業では、1人の社員が就活生の合否判定を決定するのでなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。）

②早い段階で相談を！

OB・OG訪問を含めて、就職活動の際に、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るために1人で抱え込まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）などに早い段階で相談することをお勧めします。

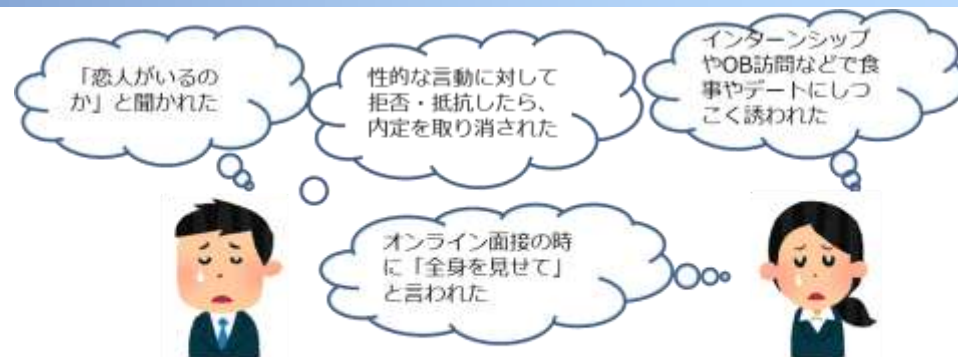
▶▶都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京都	03-3512-1611	滋賀県	077-523-1190	香川県	087-811-8924
青森県	017-734-4211	神奈川県	045-211-7380	京都府	075-241-0504	愛媛県	089-935-5222
岩手県	019-604-3010	新潟県	025-288-3511	大阪府	06-6941-8940	高知県	088-885-6027
宮城県	022-299-8844	富山県	076-432-2740	兵庫県	078-367-0820	福岡県	092-411-4894
秋田県	018-862-6684	石川県	076-265-4429	奈良県	0742-32-0210	佐賀県	0952-32-7218
山形県	023-624-8228	福井県	0776-22-3947	和歌山県	073-488-1170	徳島県	095-801-0050
福島県	024-536-4609	山梨県	055-225-2851	鳥取県	0857-29-1709	熊本県	096-352-3865
茨城県	029-277-8295	長野県	026-223-0551	岐阜県	0852-31-1161	大分県	097-532-4025
栃木県	028-633-2795	埼玉県	058-245-1550	岡山県	086-225-2017	宮崎県	0985-38-8821
群馬県	027-896-4739	静岡県	054-252-5310	広島県	082-221-9247	鹿児島県	099-223-8239
埼玉県	048-600-6210	愛知県	052-857-0312	山口県	083-995-0390	沖縄県	098-868-4380
千葉県	043-221-2307	三重県	059-226-2318	徳島県	088-652-2718		

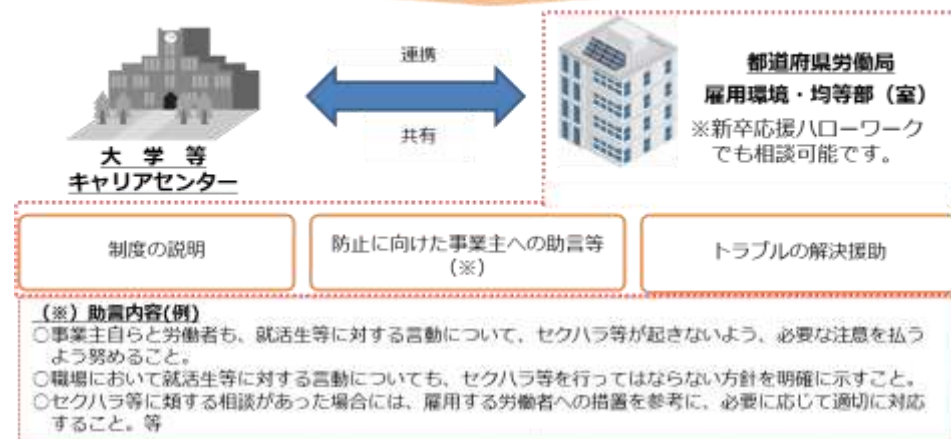
相談は無料です。匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



- ★「これってハラスメントかも？」と思ったらどんなことでもご相談ください。
- ★プライバシーは厳守いたします。
- ★ご希望がない限り、相談があったことを企業には伝えません。



- ・大学のキャリアセンター、都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））、新卒応援ハローワークのいずれでも相談可能です。
- ・事業主への助言等は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）で行いますので、大学のキャリアセンター、新卒応援ハローワークに相談をした場合は、相談内容によっては雇用環境・均等部（室）に相談内容を共有して、対応することになります。

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどについては、法律等に基づき、行っていない旨の方針の明確化や相談窓口の設置など雇用管理上の防止措置義務が事業主に課されています。

指針においては就職活動中の学生やインターンシップを行っている方に関しても、同様の方針の明確化や、相談があった場合の適切な対応等を行うことが望ましいとされています。

些細なことでも結構です。

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みがある方は、ご相談を！

- 1 就職・採用活動開始時期等について
- 2 大学等卒業者の就職状況調査について
- 3 就活ハラスメントについて
- 4 就職・採用活動に関する調査について

調査の趣旨

- 現在、就職・採用活動開始時期については、学生の就職・採用活動の早期化・長期化は是正の趣旨から、広報活動を「卒業・修了前年度の3月1日以降」、採用選考活動を「卒業・修了年度の6月1日以降」として実施されており、学生の学修時間の確保の観点からここ数年堅持しているところ。
- 文部科学省としては、学生の不安を解消する観点から、引き続き学生の就職活動の状況を十分に把握した上で、大学等関係団体と経済団体等が今後の就職・採用活動の在り方についてともに議論し、改善していくことが重要であると考えていることから、卒業・修了予定者の就職・採用活動の実態把握、今後の就職・採用活動の円滑な実施の検討のため大学等及び企業宛に調査を実施しています。

(参考) 令和6(2024)年度 就職・採用活動に関する調査(大学等) 調査結果報告書

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1398049_00007.htm

令和6(2024)年度 就職・採用活動に関する調査(企業) 調査結果報告書

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1398051_00006.htm

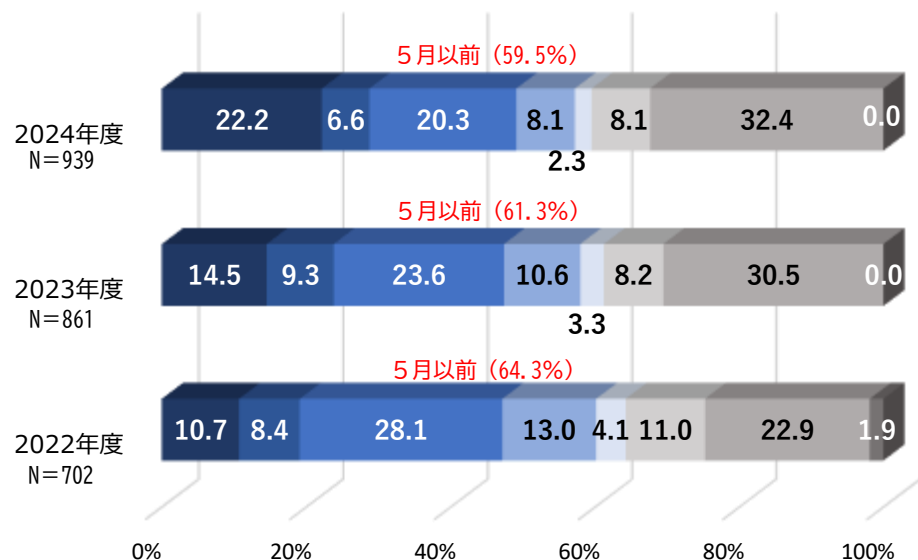
【本年度の卒業・修了予定者に対する企業の採用活動時期について】

採用選考活動の開始時期について

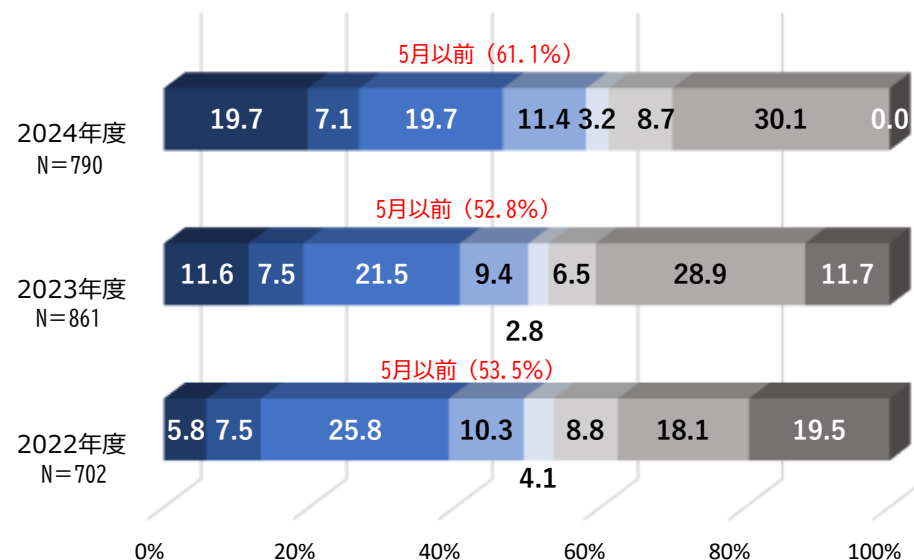
- 2024年度は卒業・修了前年度の「1月以前」と回答した大学等が最も多く大企業では22.2%、中小企業では19.7%。
次いで「3月」と回答した大学等が多く、大企業では20.3%、中小企業では19.7%（「わからない」を除く）。
- 大企業、中小企業ともに、卒業・修了前年度の1月以前に開始する企業が増加傾向。

※政府は採用選考活動を卒業・修了年度の6月1日以降に開始するよう要請

採用選考活動開始時期（大企業）



採用選考活動開始時期（中小企業）



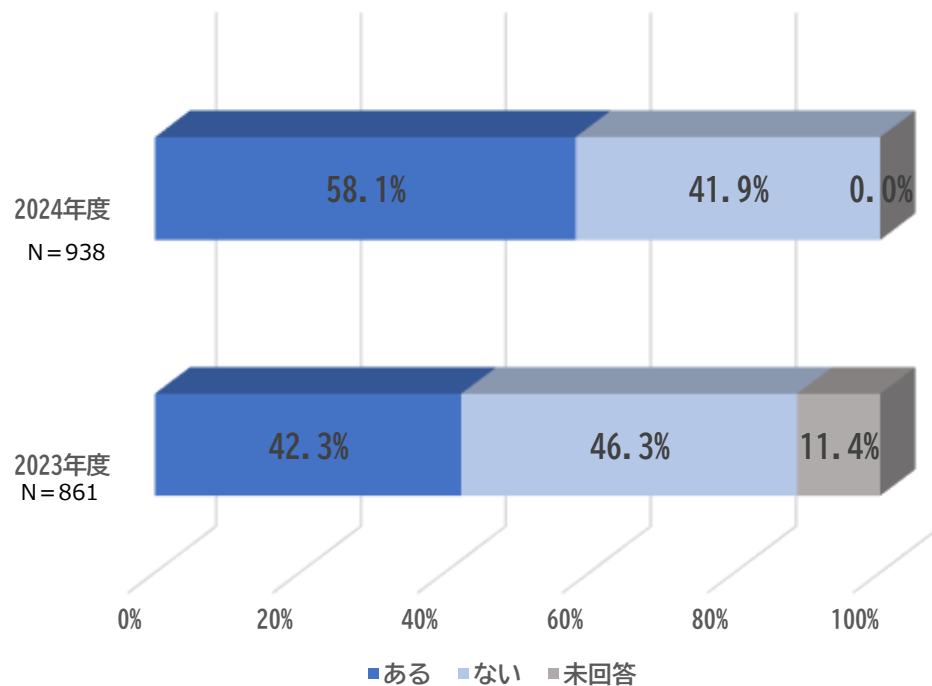
1月以前 2月 3月 4月
5月 6月以降 わからない 無回答

【本年度の卒業・修了予定者に対する企業の採用活動時期について】

授業時間と採用面接の重複等に対する相談の有無について

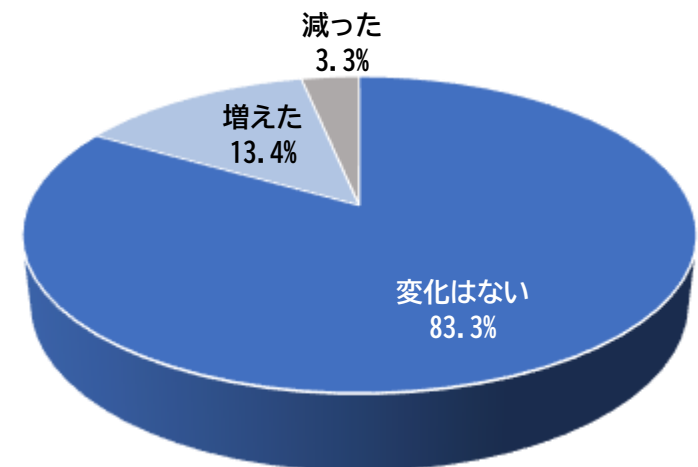
- 学生から授業、ゼミ、研究活動などの授業時間と採用面接の日程等の重複に対する相談を受けたことがあると回答した大学等は58.1%で増加傾向
- 「相談件数の変化はない」と回答した大学等が最も多く83.3%、「増えた」と回答した大学等は13.4%、「減った」と回答した大学等は3.3%。

学生からの相談の有無



※2023年度より調査実施

相談件数の変化



N=544

※今年度より調査実施

2025年度 調査時期等（予定）について

- ◆依頼時期：7月下旬
- ◆調査期限：8月下旬
- ◆調査方法：8月1日時点の状況について、質問項目にウェブサイトを通じ回答

※大学等の関係団体の代表で構成する就職問題懇談会の協力を得て実施。

※大学等や企業で特色ある取組が行われているなど、関係者に広く共有すべき内容である場合には、公表について別途相談させていただく予定。

※本調査結果については、取りまとめ次第公表するが、個人が特定できるような情報については一切公開しない。

※就職問題懇談会における議論や、経済団体との意見交換を行う際に調査結果を活用予定。

（参考）就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou/index.html